

お客さま各位

関信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設に伴う預金規定改定のお知らせ

当金庫では、「未利用口座管理手数料」の新設に伴い、下記のとおり預金規定を改定いたします。
追加内容は令和4年1月1日以降に口座を開設されたお客さまが対象となります。

記

1. 改定対象規定

普通預金規定（無利息型普通預金を含みます。）、総合口座規定、貯蓄預金規定

2. 改定内容（普通預金規定の場合）

総合口座規定、貯蓄預金規定も同様の改定となります。以下のとおり下線部が追加または変更箇所となります。

改定後	改定前
<p>17. 手数料の取扱について</p> <p>(1) <u>未利用口座管理手数料</u></p> <p>① <u>令和4年1月1日以降に開設した預金口座は、当金庫ホームページ等で別途表示する一定の期間、利息決算以外の預入れまたは本項にかかる手数料以外の払戻しがない場合は、未利用口座となります。</u></p> <p>② <u>未利用口座には、店頭備え付け「手数料一覧表」記載の未利用口座管理手数料をいただきます。</u></p> <p>③ <u>この預金口座が未利用口座になった場合は、この預金口座から未利用口座管理手数料を払戻請求書等によらず引き落とします。</u></p> <p>④ <u>前3号で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。</u></p> <p>⑤ <u>この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この預金口座を解約します。解約にあたっては、個別の通知を行わない場合があります。</u></p> <p>⑥ <u>解約された口座の再利用はできません。</u></p> <p>(2) <u>この預金口座の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合、当該手数料はこの預金口座から払戻請求書等によらず引き落とします。</u></p> <p>18. 規定の変更 ～（省略）</p>	<p>(追加)</p> <p>17. 規定の変更 ～（省略）</p>

3. 改定日

令和4年1月1日

以上